

*保護者記入欄(必ず記入してください)

入園施設名			
フリガナ 児童氏名		生年月日	
		(平・令) 年 月 日	

※きょうだい児で入園している場合、一番下の子の名前をご記入ください。

松戸市寡婦(夫)控除のみなし適用申請書

記入日:令和 年 月 日

(あて先)松戸市長

申請者氏名 ⑨

寡婦(夫)控除のみなし適用について申請します。

私は、現況日(所得を計算する対象となる年の12月31日)及び申請日時時点で、次の1から3のいずれかに該当していることを申立てます。(該当番号に○を付けてください)

1. 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、生計を一にする20歳未満の子を税法上扶養している
2. 1であり、かつ母の合計所得金額が500万円以下である
3. 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする20歳未満の子がおり、父の合計所得金額が500万円以下である

※この場合の子は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

私は、松戸市寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、松戸市が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報を照会すること、並びに申請者及び対象となる子の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査し、取得した情報を必要とする受付窓口に提供することに同意します。

また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦(夫)控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された施設等利用給付認定等を取消し、施設等利用費等の給付分を返還することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 ⑨

【添付資料】

1. 母又は父及び子の戸籍全部事項証明書(3か月以内に発行したもの)
2. このほか必要に応じて、住民票、課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求められることがあります。

【注意事項】

1. 生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
2. 当該申請書は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関するものであり、対象事業を利用するには別に事業ごとの申請が必要です。
3. みなし適用の認定を受けても、所得の状況によっては施設等利用給付認定等を受けられない場合があります。
4. 当申請の手続きは年度ごとに必要となりますので、本申請書とともに提出をしてください。
5. 寡婦(夫)控除のみなし適用は、施設等利用給付認定等に用いるものであり、税法上の控除を受けることはできません。